

亀山市告示第117号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の
とおり告示する。

令和2年6月2日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

昼生地区まちづくり協議会

2 変更した事項

代表者の氏名

変更前 鈴木 忠司

変更後 田中 義雄

3 変更年月日

令和2年5月24日